
第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想
(素案)

令和3年 12 月
鹿 児 島 市

目次

I. 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想の策定の目的	1
1. 策定の目的	1
2. 位置付け	2
3. 本市の交通バリアフリー基本構想と法令の経過	3
4. SDGsとの関連	4
II. 鹿児島市新交通バリアフリー基本構想(前構想)における取組	5
1. 前構想における重点整備地区及び実施事業	6
2. 前構想における特定事業等の実施状況	9
III. 本市の現状	16
1. 人口と高齢化の推移	16
2. 障害者(手帳所持者)数の推移	18
3. 第三次基本構想策定に向けた課題	19
IV. 基本的方向	20
1. 基本理念及び基本方針	20
2. 目標年度	20
3. 取組方針	21
V. 重点整備地区	22
1. 重点整備地区の選定	22
2. 中央地区	24
3. 鴨池地区	26
4. 谷山地区	28
VI. 「心のバリアフリー」を推進するための取組	30
VII. 推進体制	31
1. 市民・事業者・行政の役割	31
2. 進行管理体制と事後評価	31

I. 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想の策定の目的

1. 策定の目的

我が国の人口減少は、今後、少子高齢化の進行に加え、老年人口さえも減少していく人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むとされており、本市における人口も平成25年をピークに減少傾向が続き、高齢化は増々進行していく傾向にあります。また、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。このような中で、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる社会の実現のため大きな意義をもっています。

これまで本市では、平成15年3月に「鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（～平成22年12月）、平成24年3月に「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想」（～令和3年3月）（以下、「前構想」という。）を策定し、3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」において、駅や停留場等の旅客施設におけるエレベーターの設置や勾配の解消、低床車両の導入、道路への視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消、音響式信号機の設置などについて、国・県・市道の道路管理者や公安委員会、交通事業者等の関係機関と一体となって取り組んできました。

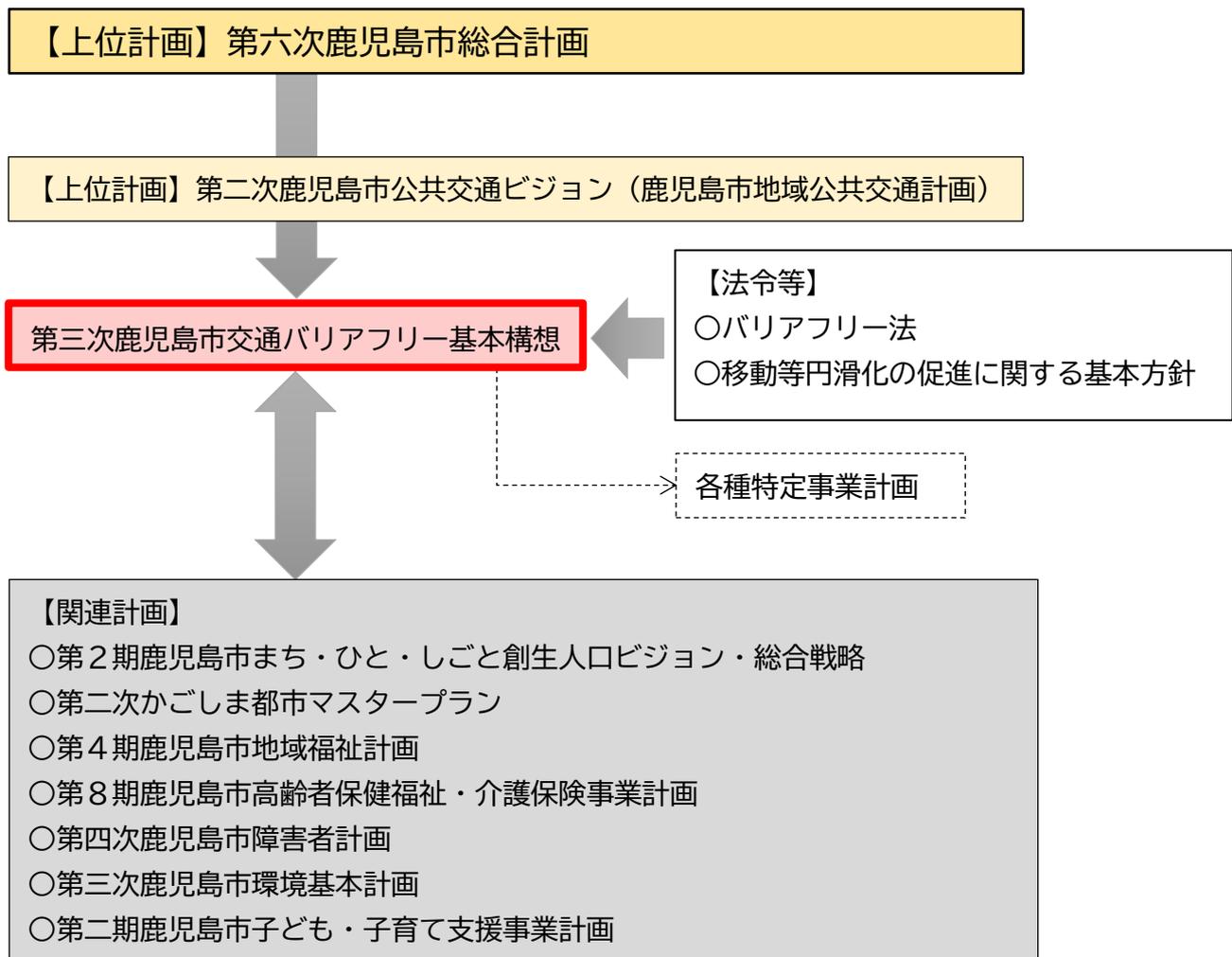
この間、国においては、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30年及び令和2年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を改正し、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化した基本理念や、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、さらに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等が定められました。

これら社会情勢の変化や国における対応等を踏まえ、道路管理者や交通事業者など関係機関が一体となって、本市における道路や公共交通機関などハード面のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策の取組強化に向けて、「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（以下、「本構想」という。）を策定します。

2. 位置付け

本構想は、本市の交通政策の指針である「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」の基本方針「安心安全で、人と環境にやさしい快適な交通環境の整備」を推進するための計画です。また、「第六次鹿児島市総合計画」の基本目標「質の高い暮らしを支える 快適なまち【都市・交通 政策】」の実現に向けた個別計画となります。

図 本構想の位置付け

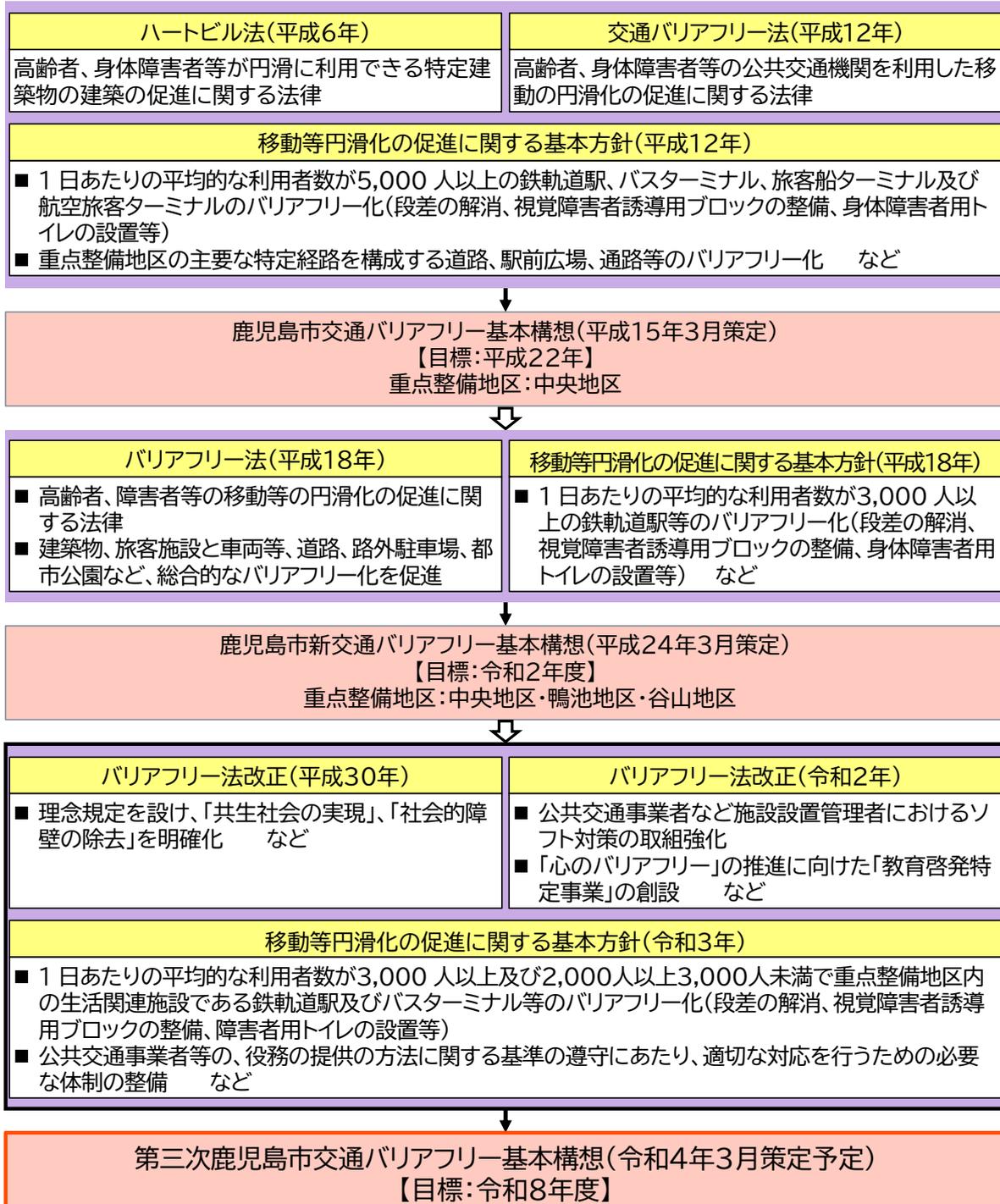


3. 本市の交通バリアフリー基本構想と法令の経過

本市の交通バリアフリー基本構想と、基本法となるバリアフリー法との関係は下記のとおりです。

本構想は、バリアフリー法改正や移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の改正の内容（「心のバリアフリー」の推進に向けたソフト対策の取組強化（教育啓発特定事業の創設）や1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満の鉄軌道駅の追加検討）を踏まえて策定します。

図 本市の交通バリアフリー基本構想と法令の経過



4. SDGsとの関連

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

図 SDGs 17のゴール



本構想においても、特に関連性の高いゴールの達成に向け、安心・安全に移動できるまちづくりを推進していきます。

図 本構想と特に関連性の高いゴール

<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

II. 鹿児島市新交通バリアフリー基本構想(前構想)における取組

前構想では、「鹿児島市交通バリアフリー基本構想」で取り組んだ中央地区に加え、鹿児島県庁や鴨池運動公園、その他主要な公共施設等が立地・集積している「鴨池地区」、また、県立鹿児島盲学校や高齢者福祉センター谷山など、教育施設や福祉施設、公共施設が複数立地している「谷山地区」を重点整備地区に設定し、公共交通機関や旅客施設、道路等に関する各種特定事業等のハード整備や心のバリアフリーに関するソフト面について、関係機関が一体となって取り組みました。



JR 谷山駅の整備



都市計画道路南清見諏訪線の整備



ノンステップバスの導入

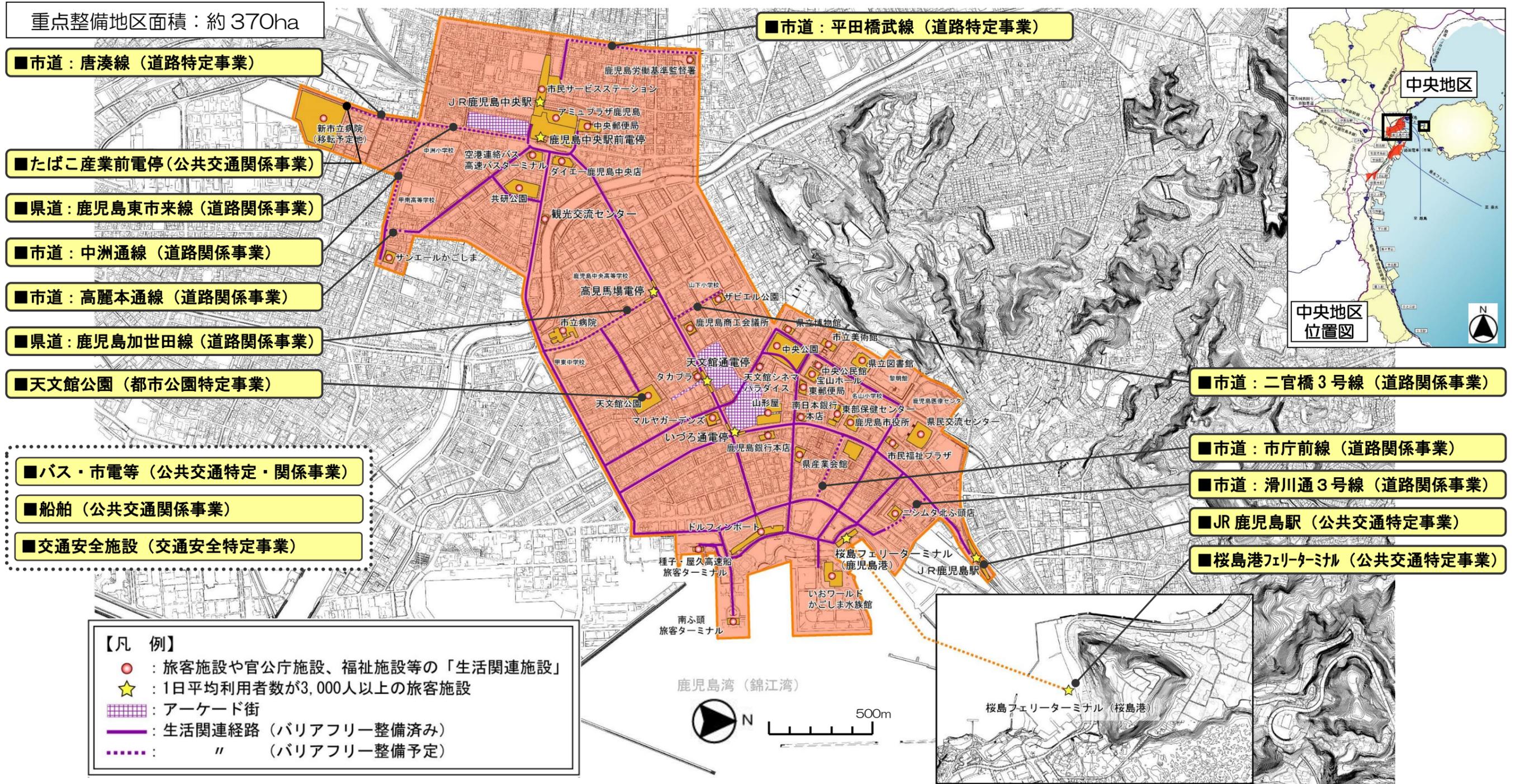


バリアフリー教室の開催

1. 前構想における重点整備地区及び実施事業

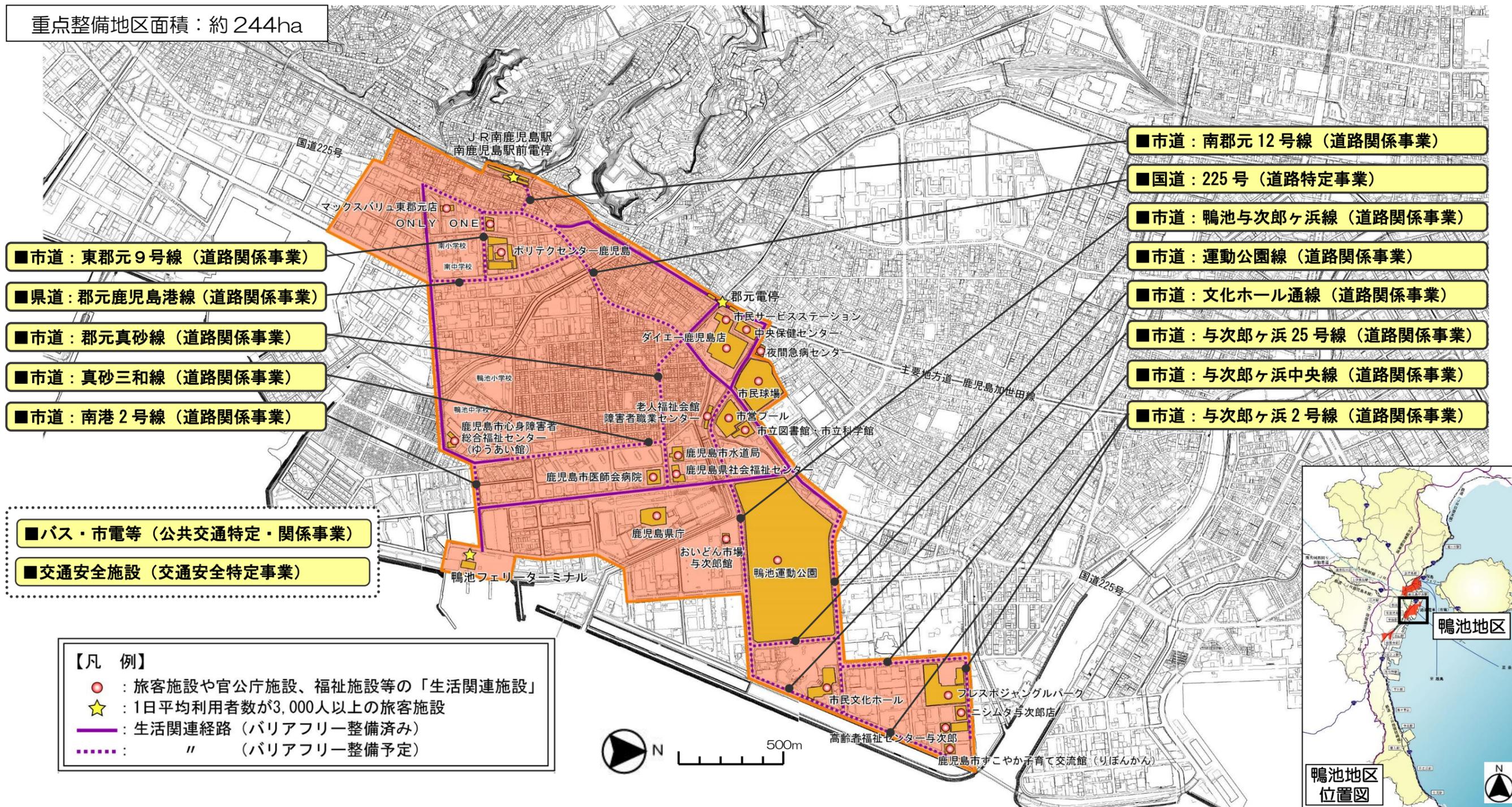
前構想における3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」の実施事業は次のとおりです。

図 重点整備地区（中央地区）及び実施事業



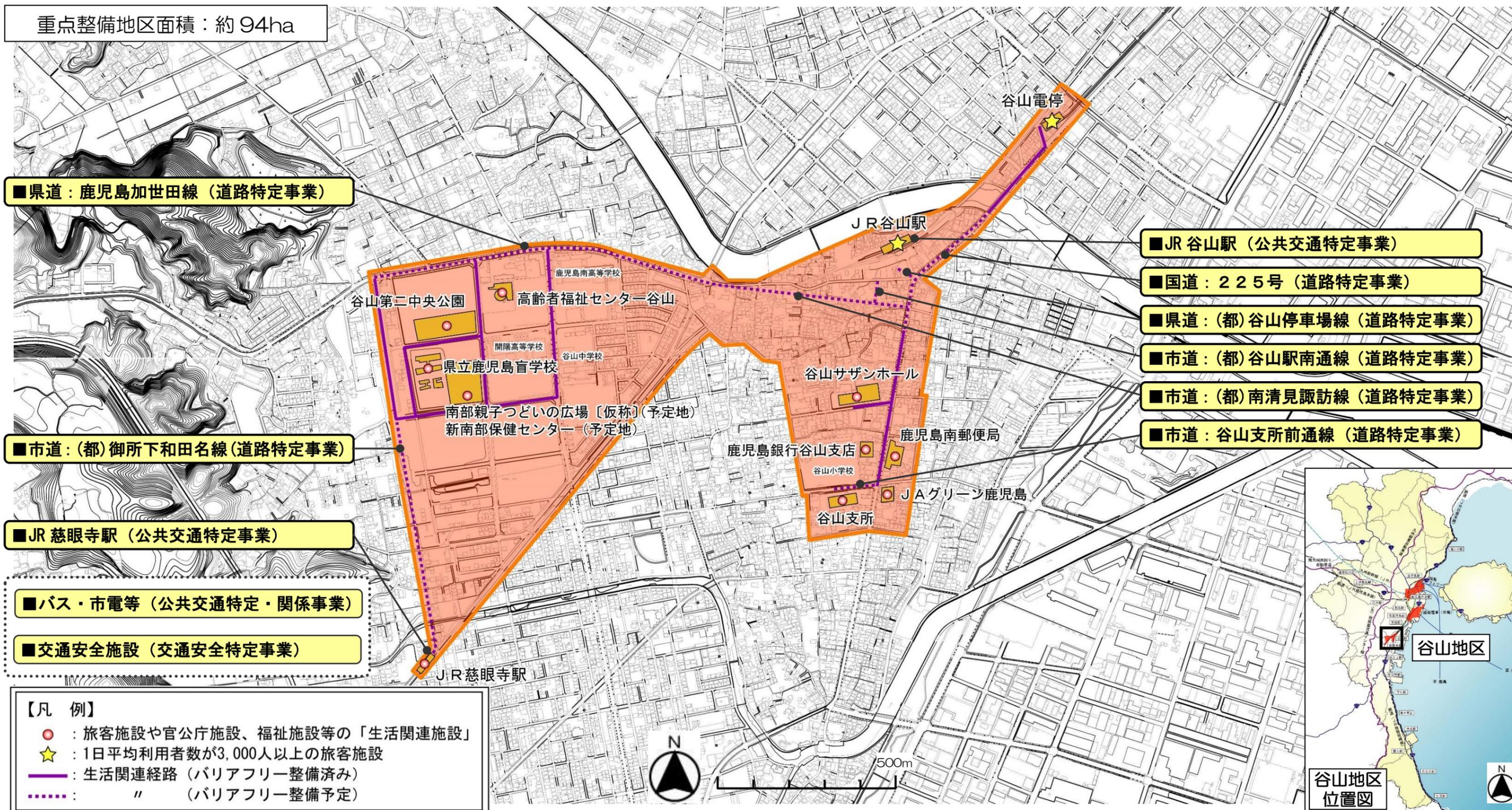
※ 施設名は前構想策定時のもの

図 重点整備地区（鴨池地区）及び実施事業



※ 施設名は前構想策定時のもの

図 重点整備地区（谷山地区）及び実施事業



2. 前構想における特定事業等の実施状況

前構想における各特定事業等の実施状況は次のとおりです。

全 138 事業のうち、87 事業が令和 2 年度までに完了し、30 事業が継続実施（うち 6 事業が令和 3 年度完了予定）、21 事業が実施検討中となっています。

（特定事業とは、バリアフリー法第 2 条第 25 号に規定する特定事業に該当し、バリアフリー化のために必要な基準に適合するもので、関係事業とは特定事業以外の事業をいう。）

(1) 公共交通特定事業・公共交通関係事業

公共交通特定事業として、旅客施設のエレベーター等の設置や低床車両の導入に取り組んだほか、公共交通関係事業として、ユニバーサルデザインタクシーの導入やバス停留所の改善等に取り組みました（★印が特定事業に該当するもの）。

重点整備地区	事業主体	旅客施設・特定車両	内容	進捗状況
中央地区	南国交通（株）	南国交通バスターミナル（★）	多目的トイレ、点字ブロック、車椅子対応の券売機の設置	完了
	鹿児島市船舶局	桜島港フェリーターミナル（★）	エレベーター（EV）やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックの設置	完了
	九州旅客鉄道（株）	JR 鹿児島駅（★）	EV、視覚障害者誘導用ブロックの設置等	令和 3 年度完了予定
	鹿児島市交通局	中洲通電停、市立病院前電停（★）、鹿児島駅前電停	電停の拡幅、上屋設置、通路の勾配の解消等	完了
	公益社団法人鹿児島県バス協会	バス停留所(5箇所)	風防付バス停留所上屋の設置	完了
	鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの導入	継続実施
	鹿児島交通（株） 南国交通（株） JR 九州バス（株） 鹿児島市交通局	低床車両（★）	低床車両の導入	継続実施
	鹿児島市交通局	超低床電車（★）	超低床電車の導入	完了
	鹿児島市船舶局	桜島フェリー	EV やスロープ、障害者用トイレの設置等	完了
鳴池地区	鹿児島市交通局	南鹿児島駅前電停	電停出入口通路の勾配の解消等	完了
	鹿児島交通（株） 南国交通（株） 鹿児島市交通局	低床車両（★）	低床車両の導入 ※再掲	継続実施
	鹿児島市交通局	超低床電車（★）	超低床電車の導入 ※再掲	完了
	鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの導入 ※再掲	継続実施
谷山地区	九州旅客鉄道（株）	JR 谷山駅（★）	EV、エスカレーターの設置	完了
	九州旅客鉄道（株）	JR 慈眼寺駅（★）	EV の設置	完了
	鹿児島交通（株） 鹿児島市交通局	低床車両（★）	低床車両の導入 ※再掲	継続実施
	鹿児島市交通局	超低床電車（★）	超低床電車の導入 ※再掲	完了
	鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの導入 ※再掲	継続実施



鹿児島駅前広場の整備
(中央地区：令和3年度整備箇所)



中洲通電停の整備
(中央地区：平成25年度整備箇所)



高見馬場バス停留所（中央ビル前）の整備
(中央地区：平成25年度整備箇所)



桜島港新フェリーターミナルビルの整備
(中央地区：平成29年度整備箇所)



桜島港フェリー乗降施設（人道橋）の整備
(中央地区：令和元年度整備箇所)



ユニバーサルデザインタクシーの導入

(2) 道路特定事業・道路関係事業

道路特定事業等では、視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差・勾配の解消、バス停部の歩道高さの調整などに取り組みました（★印が特定事業に該当するもの）。

重点整備地区	事業主体	道路名	内容	進捗状況
中央地区	県	県道鹿児島東市来線	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良、バス停部の歩道高さの調整	完了
		県道鹿児島加世田線		完了
	市	市道唐湊線(★)	段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		市道中洲通線		完了
		市道高麗本通線		実施検討中
		市道平田橋武線(★)		完了
		市道二官橋3号線		完了
		市道市庁前線		完了
市道滑川通3号線	完了			
鴨池地区	国	国道225号(★)	電線共同溝整備	完了
	県	県道郡元鹿児島港線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	完了
	市	市道東郡元9号線	段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		市道郡元真砂線		完了
		市道真砂三和線		完了
		市道南港2号線		完了
		市道南郡元12号線		完了
		市道鴨池与次郎ヶ浜線		令和3年度完了予定
		市道運動公園線		令和3年度完了予定
		市道文化ホール通線		完了
		市道与次郎ヶ浜25号線		令和3年度完了予定
		市道与次郎ヶ浜中央線		令和3年度完了予定
市道与次郎ヶ浜2号線	令和3年度完了予定			
谷山地区	国	国道225号(★)	歩道の拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
	市	県道鹿児島加世田線(★)	段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	継続実施
		都市計画道路谷山停車場線(★)	歩道の拡幅、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		都市計画道路御所下和田名線(★)	同上	完了
		都市計画道路谷山駅南通線(★)	土地区画整理事業による道路の新設、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		都市計画道路南清見諏訪線(★)	同上	継続実施
市道谷山支所前通線(★)	段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了		



市道 市庁前線の整備
(中央地区：平成 28 年度整備箇所)



県道 郡元鹿児島港線の整備
(鴨池地区：平成 27 年度整備箇所)



都市計画道路 御所下和田名線の整備
(谷山地区：平成 29 年度整備箇所)

(3) 都市公園特定事業

都市公園特定事業では、天文館公園において園路や広場、便所等のバリアフリー化に取り組みました。

重点整備地区	事業主体	公園名	内容	進捗状況
中央地区	市	天文館公園	園路や広場、便所等のバリアフリー化	完了



(4) 交通安全特定事業

交通安全特定事業では、音響式歩行者誘導付加装置（音響式信号機）や高齢者等感応信号機の設置などに取り組みました。

重点整備地区	事業主体	内容	計画箇所数	進捗状況	
				整備完了箇所	実施検討中
中央地区	県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・ 利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・ 道路標識、道路標示の設置 ・ 違法駐車取締り強化 	31	22	9
鴨池地区			29	20	9
谷山地区			8	6	2



経過時間表示機能付灯器（甲南高校前）の設置
（中央地区：平成 27 年度整備箇所）



高齢者等感應信号機（武道館前交差点）の設置
（鴨池地区：平成 26 年度整備箇所）



経過時間表示機能付灯器（清見橋北口）の設置
（谷山地区：平成 28 年度整備箇所）

(5) ソフト面における取組

各事業者によるバリアフリーに関する乗務員研修や、心のバリアフリー化を進めるため、啓発活動等を行いました。

事業主体	取組の名称等	内容	進捗状況
鹿児島交通（株）	乗務員研修	心のバリアフリーについての意識づけ・意識高揚	継続実施
南国交通（株）	乗務員研修	外部講師を招いた研修	継続実施
JR九州バス（株）	四半期訓練	全運転士を対象に、接遇面、スロープ板の操作、車いすの取扱い等のバリアフリー訓練	継続実施
鹿児島市タクシー協会	乗務員研修	乗務員接遇研修会の実施、マナーアップ及び「おもてなしの心」醸成	継続実施
鹿児島市交通局	乗務員研修	運転手（市電・バス）を対象に、高齢者・障害者への対応、車いすの取扱い等の研修	継続実施
交通事業者 鹿児島市	バス・市電等の車内アナウンス	バリアフリーへの理解を求める車内アナウンスの放送	継続実施
	バス・市電等の車内掲示用ポスター	心のバリアフリー等を啓発する車内掲示用ポスターの製作	完了
鹿児島運輸支局 鹿児島市	バリアフリー教室	市民を対象に、高齢者等の疑似体験を通じた理解促進等のバリアフリー教室の開催	継続実施
鹿児島市	市政出前トーク	基本構想の概要やバリアフリー整備の内容、心のバリアフリーの推進の説明	継続実施
	心のバリアフリー推進に向けた講演会	交通事業者等を対象に、心のバリアフリー推進を目的とした講演会の開催	継続実施
	前構想の進捗状況の公表	各事業計画の進捗状況の確認及び市HP等による公表	完了
	障害者週間における啓発活動	障害者週間に、障害者の福祉についての理解を深めること等を目的とした懸垂幕、ポスター等による啓発	継続実施
	身体障害者補助犬の普及啓発	障害者の自立や社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の普及活動	継続実施
	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者の外出時支援	継続実施
	同行援護	屋外での移動に困難がある視覚障害者の外出時支援	継続実施
	鹿児島県福祉のまちづくり条例に関する事務	条例に基づき整備促進する施設整備の届出受理、交付金の交付	継続実施
	鹿児島市福祉環境整備指針に関する事務	指針に基づき、小規模な施設整備に関する届出受理	継続実施
市立小・中学校	バリアフリーに関する指導	学年に応じた、バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施	継続実施

Ⅲ. 本市の現状

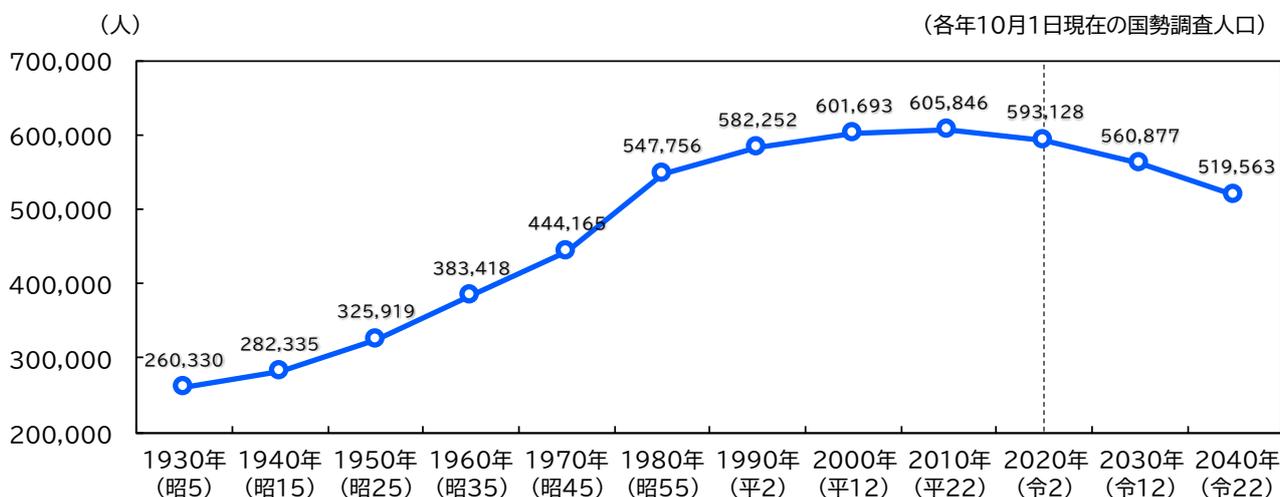
1. 人口と高齢化の推移

本市の人口は、令和2年に行われた国勢調査では593,128人でしたが、平成25年をピークに減少し、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が公表した推計値によると令和22年には519,563人まで減少する予測となっています。

0歳から14歳までの年少人口は昭和60年をピークに減少しており、65歳以上の老年人口については増加し続けています。

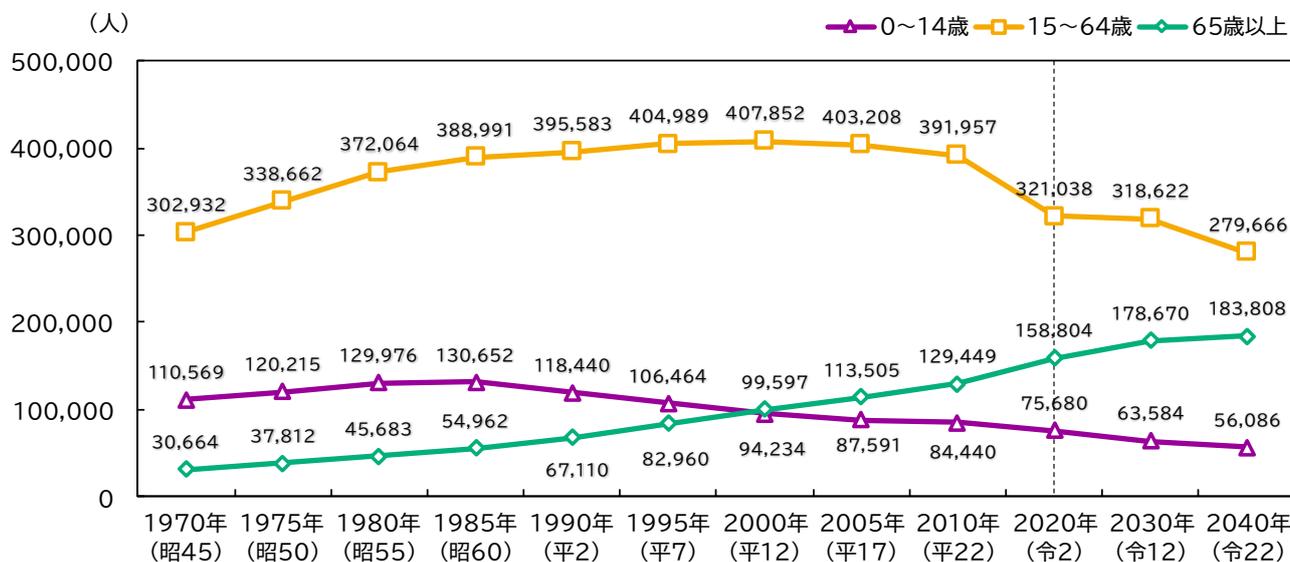
将来推計においてもこの傾向は続き、人口減少・少子高齢化が進行すると考えられます。

図 人口の推移と将来推計



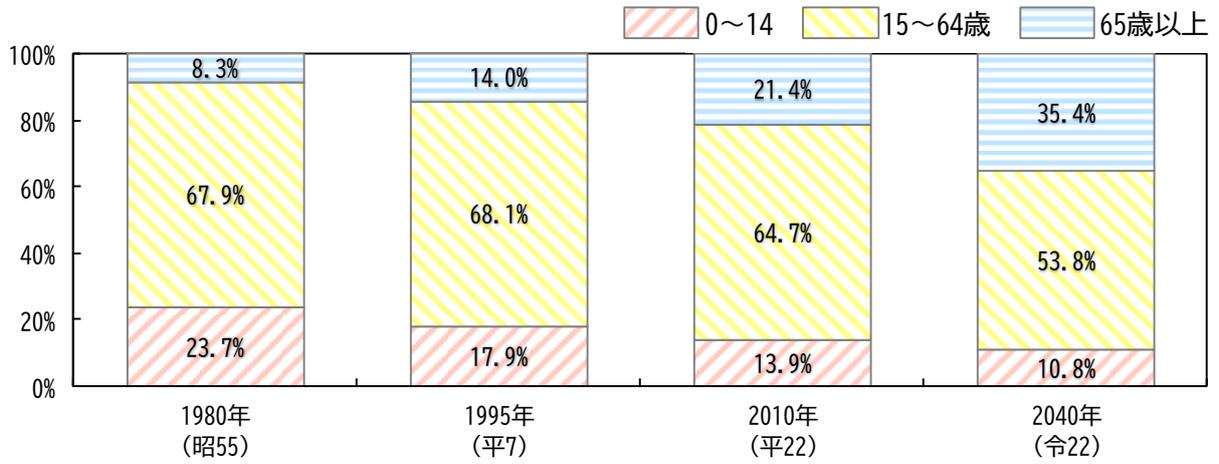
(資料：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成※)

図 年齢3区分別人口の推移と将来推計



(資料：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成※)

図 年齢3区分別人口割合の推移



(資料：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成※)

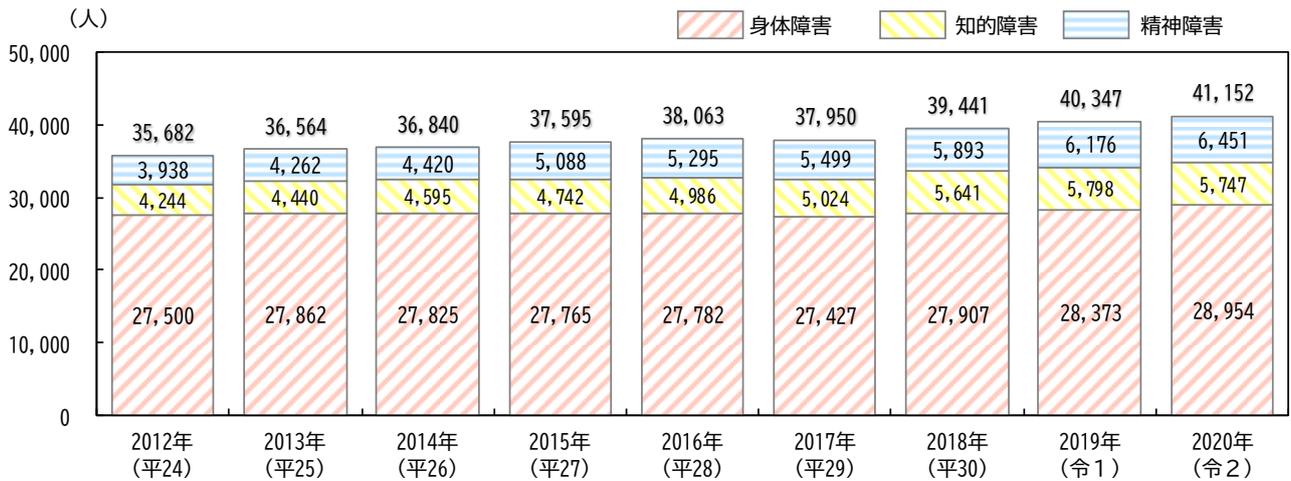
※ 2020 (令和 2) 年までは国勢調査 (2004 (平成 16) 年 11 月に合併した吉田町など 5 町の人口を含む。)、2030 (令和 12) 年以降は社人研の推計値 (2013.3.27 公表)

2. 障害者(手帳所持者)数の推移

近年、障害者数は増加傾向にあり、障害の種類別では身体障害者が最も多くなっています。

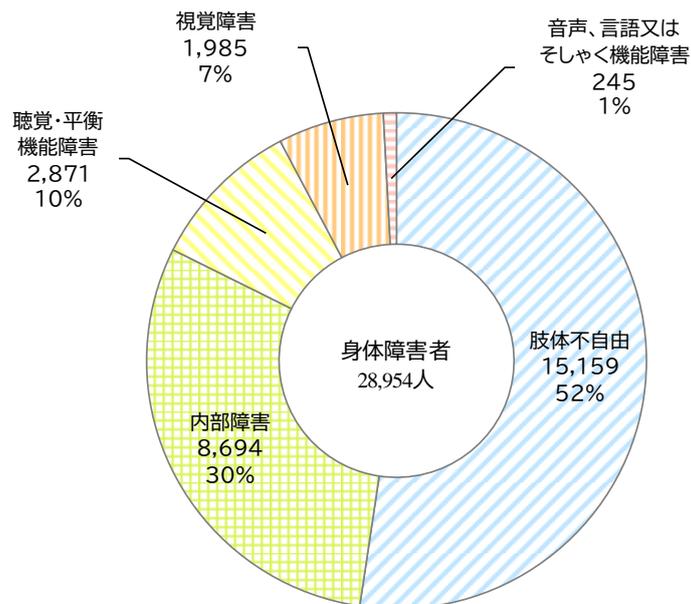
また、身体障害者の内訳は、令和2年4月1日現在で肢体不自由が52%（15,159人）と最も多く、次いで内部障害が30%（8,694人）、聴覚・平衡機能障害が10%（2,871人）となっています。

図 本市における障害者数の推移



(資料：鹿児島市障害福祉計画を基に作成)

図 本市における身体障害者の障害別構成割合（令和2年4月1日現在）



(資料：鹿児島市障害福祉計画を基に作成)

3. 第三次基本構想策定に向けた課題

本市の現状等を踏まえ、第三次基本構想策定に向けた課題を以下のように整理します。

本市の現状等	課題
国の動向等	<ul style="list-style-type: none">■ 法改正に伴い、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、「心のバリアフリーに係る施策などソフト対策の取組強化等について検討が必要■ 基本方針の改正に伴い、1日当たりの平均利用者数が2,000人以上となる鉄軌道駅を対象として、重点整備地区の設定について改めて検討が必要
前構想における特定事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none">■ 公共交通特定事業等について、バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標に向けて、継続的に事業の推進が必要■ 道路特定事業・道路関係事業について、未完了・実施検討中の事業もあることから、継続的に道路のバリアフリー化整備の推進が必要■ 交通安全特定事業について、着実な推進が必要
本市の現状	<ul style="list-style-type: none">■ 少子高齢化の進行を鑑み、高齢者・障害者等を含む全ての人々が安心・安全に生活し、社会参加が図られるよう、引き続きバリアフリー環境を整備していく必要がある■ 既存重点整備地区における生活関連施設の見直しの検討が必要

IV. 基本的方向

1. 基本理念及び基本方針

第三次基本構想における基本理念及び基本方針については、前構想の理念や方針も踏まえ、引き続き市民・事業者・行政が共に連携・協働し、ハード整備だけではなく人々の心が繋がりに支え合うまちづくりを目指し、次のように設定します。

基本理念 みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

基本方針

■安心・安全な交通環境整備の推進

高齢者や障害者等すべての人が安心して生活・移動できる環境の実現のため、多くの市民や観光客等の来街者が集まる施設、道路等を含む地区を中心に、道路の整備や低床車両の導入等、関連する事業と連携を図りながらバリアフリー化を進めます。

また、既に整備された公共交通機関や道路等の都市基盤を十分に活用し、バリアフリーのネットワーク化を図ることにより、さらに多くの方々が集いやすいまちづくりを進めます。

■みんなで理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進

市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、高齢者、障害者等への理解や思いやりを育むための意識啓発に取り組み、市民の心のバリアフリー化を進めます。

■効果的・継続的な取組の推進

バリアフリー化を効果的に進めるために、基本構想策定後も関係者（市民（利用者）、関係団体、事業者等）と連携しながら事業の進捗管理を行い、定期的な評価の実施や計画の見直し等による効果的・継続的なバリアフリー化を図ります。

2. 目標年度

本構想の計画開始年度は令和4年度とし、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間を踏まえ、計画期間を5年間、目標年度を令和8年度とします。

3. 取組方針

本構想では、公共交通機関や旅客施設等の「公共交通」、「道路」、音響式信号機の設置等に関する「交通安全」、心のバリアフリーに関する「教育啓発」の種類ごとに、以下の方針で取り組むこととします。

事業の種類	取組方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客施設のスロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。 ・ バス停については、上屋の設置等の改善を進める。 ・ 桜島フェリーについては、新船導入の際にバリアフリー基準に適合したものとする。 ・ バス車両については、低床車両の導入を進める。 ・ タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進める。 ・ 案内看板やホームページなどで高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供を行う。 ・ 定期的な点検や利用者の要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制を整える。
道路	<p>地形の状況等の制約を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の有効幅員 1.5m 以上確保できる経路の整備に取り組む。 ・ 歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設（ベンチ等）の設置等の整備に優先的に取り組む。 ・ 歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等の整備は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響式信号機等の設置や歩行者用道路であることを表示する道路標識等の設置等に取り組む。
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な利用者支援が行えるよう乗務員や職員への研修等を行う。 ・ 学校教育や講習会、広報活動を通じて「心のバリアフリー」を推進する。 ・ 優先席やバリアフリースイール、障害者等用駐車スペース等の設備を必要な方が利用できるよう広報活動を行う。

V. 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定

本構想においては、市内3地区を「重点整備地区」として選定し、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくこととしています。

重点整備地区の選定にあたっては、国の基本方針に基づき、「1日当たり平均利用者数が2,000人以上の鉄軌道駅」の周辺における生活関連施設の立地状況や経路等の整備状況、利用者の特性等を総合的に勘案し、前構想に引続き、「中央地区」「鴨池地区」「谷山地区」を重点整備地区に選定するとともに、地区の範囲や生活関連施設及び生活関連経路の見直しを行いました。

図 バリアフリー基本構想において定める主な事項のイメージ

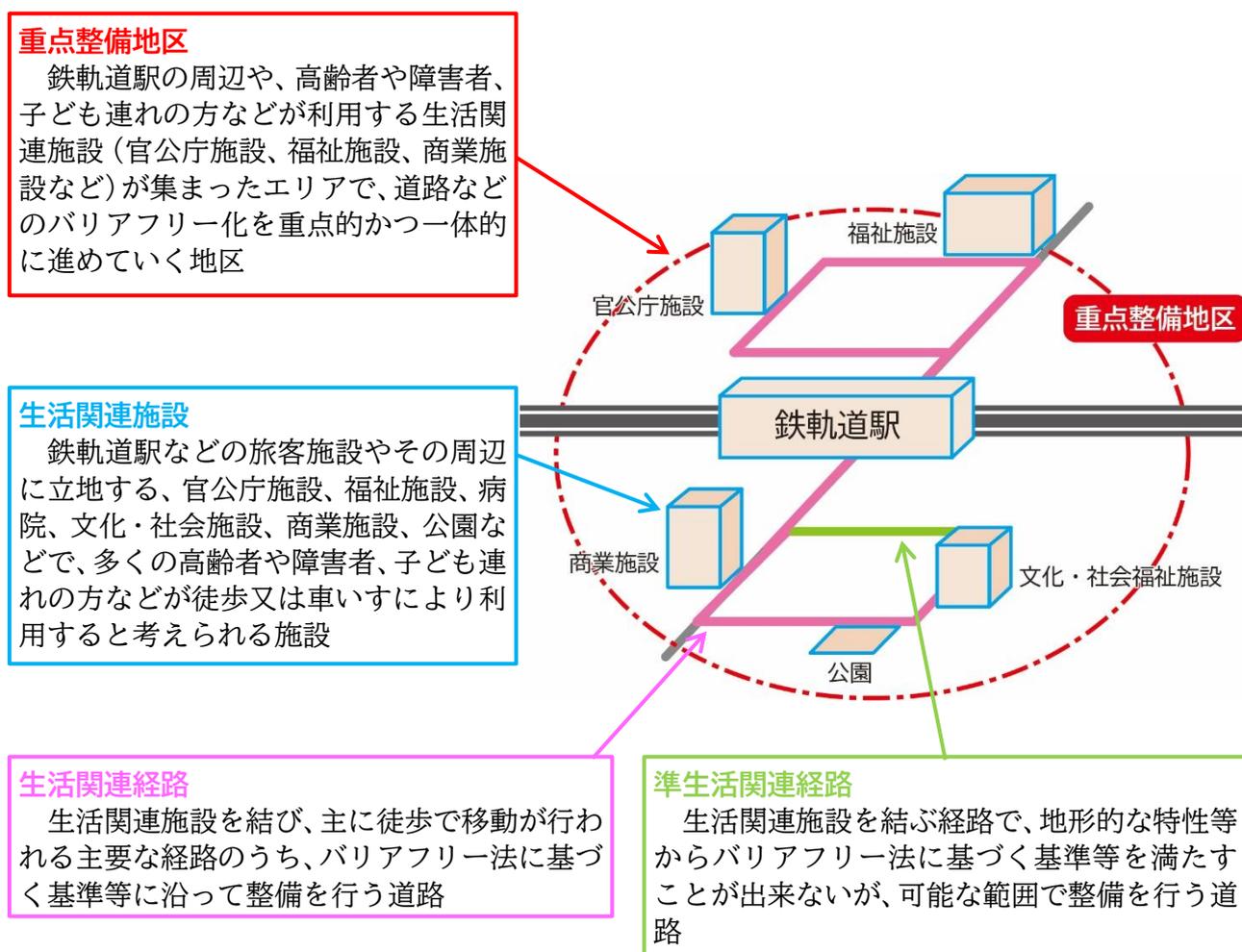


表 旅客施設の利用者数（1日当たりの平均利用者数2,000人以上）

種別	旅客施設名	重点整備地区	乗降客数	生活関連施設の設定
鉄道駅 ^{※1} (9施設)	鹿児島中央	中央	約 40,540 人/日	○
	谷山	谷山	約 5,500 人/日	○
	坂之上	—	約 4,500 人/日	—
	上伊集院	—	約 3,500 人/日	—
	鹿児島	中央	約 3,200 人/日	○
	慈眼寺	谷山	約 3,000 人/日	○
	南鹿児島	鴨池	約 2,700 人/日	○
	宇宿	—	約 2,500 人/日	—
	郡元	—	約 2,200 人/日	—
市電 停留場 (7施設)	郡元電停	鴨池	約 6,900 人/日	○
	谷山電停	谷山	約 5,600 人/日	○
	鹿児島中央駅前電停	中央	約 5,500 人/日	○
	天文館通電停	中央	約 3,800 人/日	○
	いづろ通電停	中央	約 3,300 人/日	○
	高見馬場電停	中央	約 3,300 人/日	○
	脇田電停	—	約 2,400 人/日	—
旅客船 ターミナル ^{※2} (3施設)	鹿児島港桜島フェリーターミナル	中央	約 6,100 人/日	○
	桜島港フェリーターミナル	中央	約 6,100 人/日	○
	鴨池フェリーターミナル	鴨池	約 3,500 人/日	○

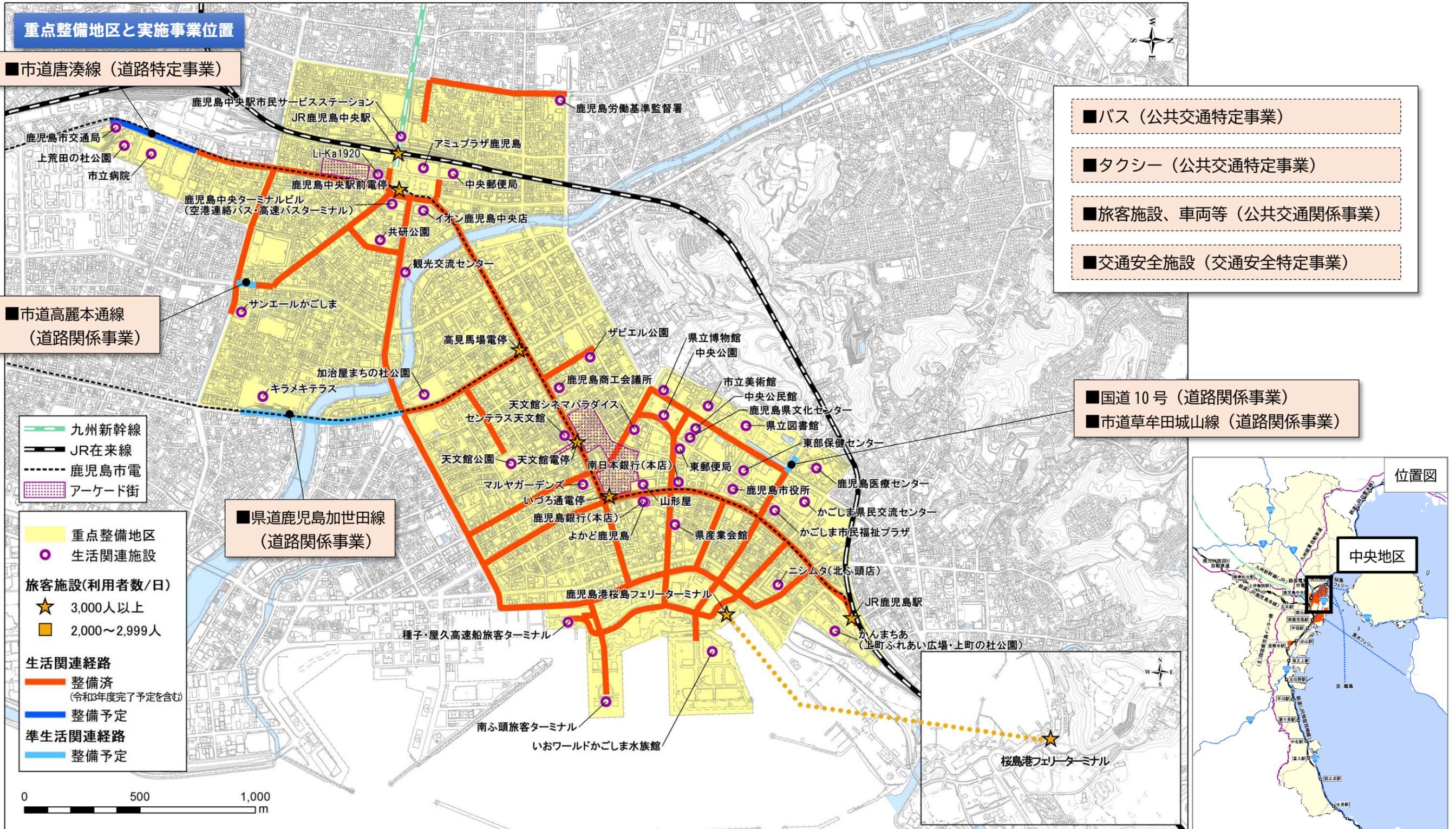
※1 鉄道駅の乗降客数は、JR九州公表値（駅別乗車人員）を2倍したもの

※2 「鹿児島港桜島フェリーターミナル」及び「桜島港フェリーターミナル」の乗降客数は、車両同乗者数を除いたもの

（資料：各公共交通事業者提供（令和元年度実績値））

2. 中央地区

中央地区は本市のほぼ中央に位置し、新幹線の南の発着点である鹿児島中央駅や鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島中央駅周辺からいづろ・天文館地区、本港区を結ぶ都市軸を中心に、商業・サービス機能などが集積した中心市街地を形成しています。市街地再開発事業など施設の更新が進んでおり、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



中央地区においては、以下の表に示すバリアフリー関係事業に取り組みます。

表 中央地区におけるバリアフリー関係事業一覧

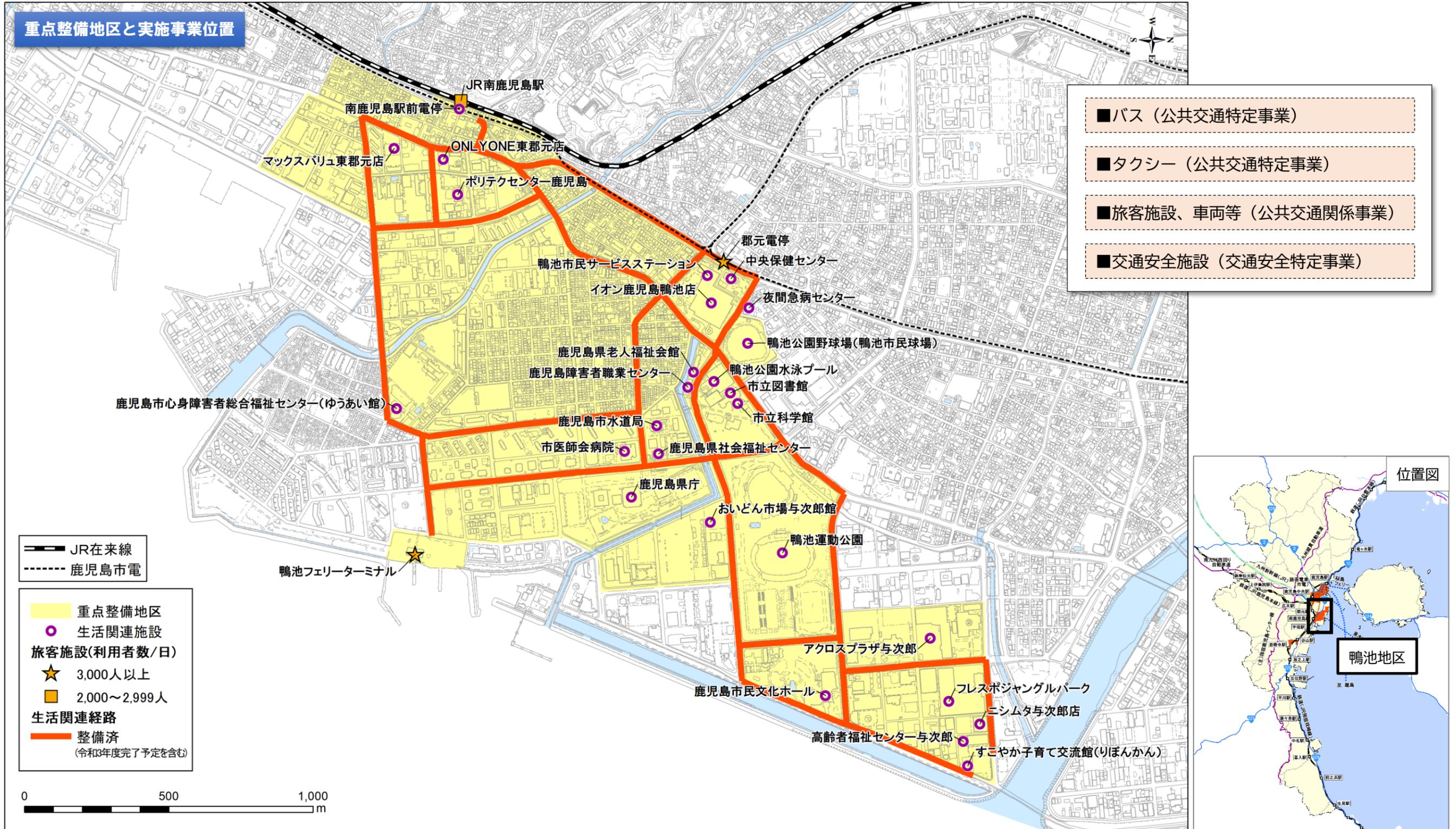
種別	対象※ ¹	事業内容	実施主体	実施時期※ ²	
				前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供		○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○	○
道路	市道唐湊線(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設(ベンチ等)の設置等 ・大規模な改良を行う路線については、歩道の拡幅や勾配解消等の整備 ・適正な維持管理 	行政 (道路管理者)	○	
	市道高麗本通線				○
	市道草牟田城山線				○
	国道10号				○
	県道鹿児島加世田線			○	
交通安全	交通安全施設 〔信号機等〕(★)	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置 	行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

3. 鴨池地区

鴨池地区は本市の中央部南側に位置し、南鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島県庁やその他主要な公共施設等が立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



鴨池地区においては、以下の表に示すバリアフリー関係事業に取り組みます。

表 鴨池地区におけるバリアフリー関係事業一覧

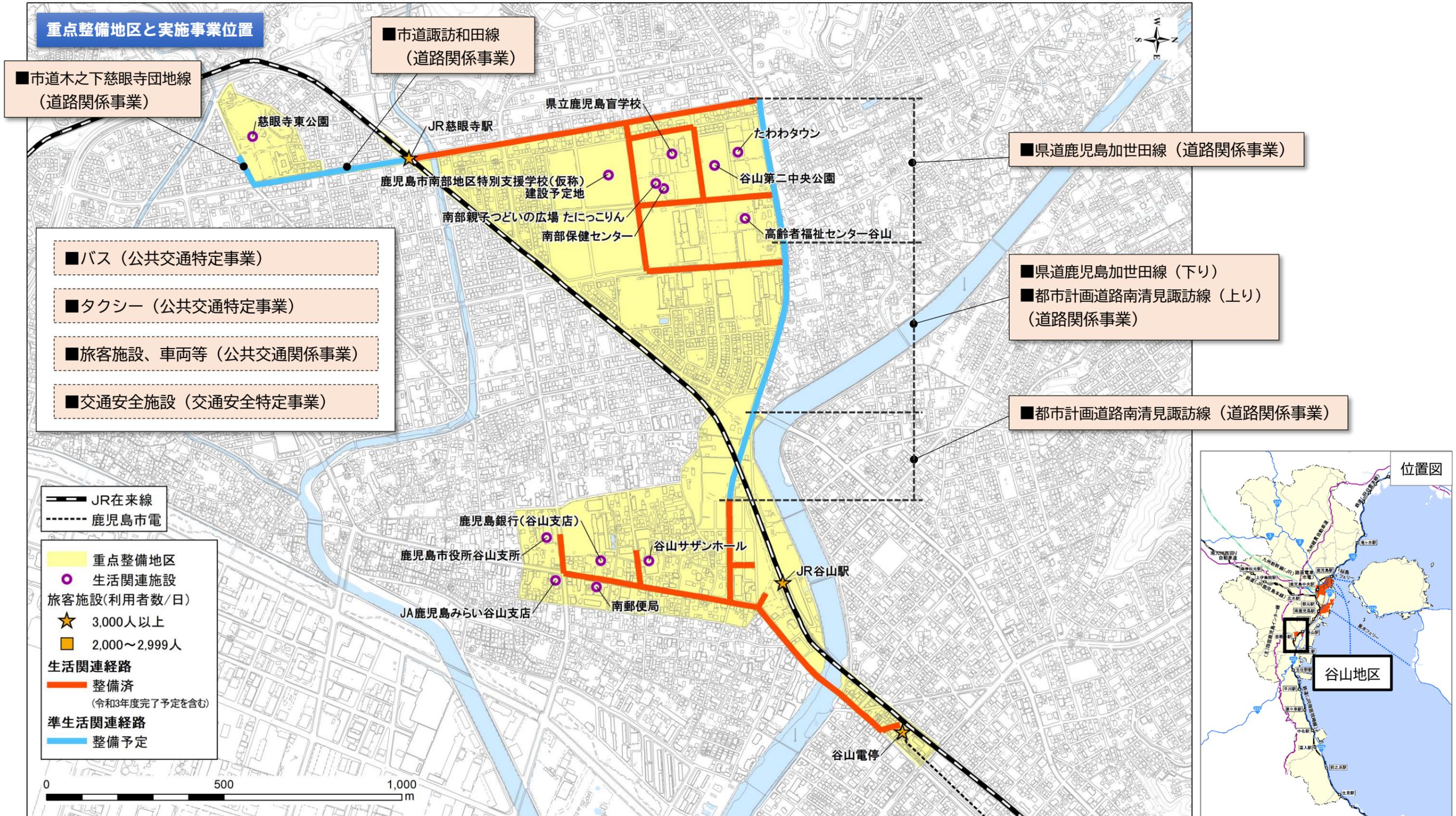
種別	対象※ ¹	事業内容	実施主体	実施時期※ ²	
				前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供		○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○	○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置	行政(公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

4. 谷山地区

谷山地区は、谷山駅等の旅客施設があり、公共施設や教育施設、福祉施設が複数立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



谷山地区においては、以下の表に示すバリアフリー関係事業に取り組みます。

表 谷山地区におけるバリアフリー関係事業一覧

種別	対象※ ¹	事業内容	実施主体	実施時期※ ²	
				前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供		○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○	○
道路	県道鹿児島加世田線	・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設(ベンチ等)の設置等	行政 (道路管理者)		○
	都市計画道路南清見諏訪線			○	
	市道諏訪和田線	・大規模な改良を行う路線については、歩道の拡幅や勾配解消等の整備			○
	市道木之下慈眼寺団地線	・適正な維持管理			○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置	行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

VI. 「心のバリアフリー」を推進するための取組

バリアフリーの推進は、ハード面の整備だけでなく、すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」が重要です。そのようなことから、「心のバリアフリー」の推進のため、令和2年のバリアフリー法改正により「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

「心のバリアフリー」の推進については、前構想でも取り組んできましたが、本構想においては、法改正の趣旨を踏まえ、これらの取組を「教育啓発特定事業」として位置づけ、交通事業者と行政が連携しながら、これまで以上に「心のバリアフリー」を推進します。

なお、「心のバリアフリー」の推進については、重点整備地区に限らず、市内全域で取り組めます。

種別	取組内容	実施主体	実施時期※	
			前期	後期
教育啓発特定事業	適切な利用者支援や接遇の向上に向けて、乗務員や職員等を対象とした研修の実施や資格取得の推進	交通事業者	○	○
		行政	○	○
	各学校の教育課程に基づくバリアフリーに関する指導	行政	○	○
	バリアフリー教室や市政出前トーク、講習会を通じた心のバリアフリーの意識啓発	行政	○	○
	ポスターやアナウンス等による心のバリアフリーの意識啓発	交通事業者	○	○
		行政	○	○
	障害者福祉施策による啓発活動や外出支援の実施	行政	○	○
	優先席やバリアフリースイール、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発	交通事業者	○	○
		行政	○	○
市ホームページ等による基本構想進捗状況の公表	行政	○	○	
その他の取組	障害者等の特定公共的施設等の安全かつ快適な利用促進	行政	○	○
	バリアフリーに配慮したイベントの実施	行政	○	○

※ 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

VII.推進体制

1. 市民・事業者・行政の役割

本構想を実効性の高いものにするためには、市民や事業者、そして行政が、それぞれの果たすべき役割を十分に理解し、協働して取り組むことが重要です。

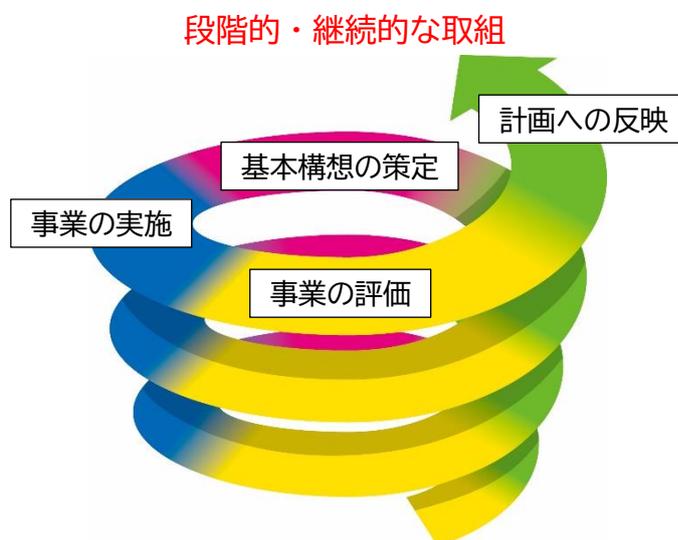


	主な取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが高齢者や障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」についての理解 高齢者や障害者等へ気軽に手助けするなどの思いやりのある行動 自転車やバイクの違法駐車をしないなどのマナー向上
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施 バリアフリー化に関する利用者意見の把握 従業員に対するバリアフリーに関する教育の推進 情報のバリアフリー化や役務の提供等、真に必要な方が円滑に利用できる体制の確保
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施 バリアフリー化に関する情報提供と市民意見の把握 バリアフリーに関する意識啓発と教育等の推進 関係機関との連携によるバリアフリー推進体制の確立

2. 進行管理体制と事後評価

(1) 進行管理

本構想の基本理念「みんなにやさしい安心・安全に移動できるまちづくり」の実現のためには、基本構想策定（Plan）後の事業実施（Do）と、実施状況を継続的に把握し、実施内容と効果を評価（Check）する仕組みを構築して、必要に応じて見直す（Action）といったPDCAサイクルに



より、本構想の着実な推進を図るとともに、社会経済情勢や市民のニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな提案を行うなど、時勢に即応した弾力的な運用を図り、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）していくことが重要です。

そのため、本市では、本構想の進捗状況の把握などを行う推進組織を設置するとともに、ホームページ等を活用し、事業の進捗状況等の情報発信や市民ニーズの把握に積極的に取り組みます。

① 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（仮称）の設置

本構想の一体的かつ計画的な推進に係る必要な協議及び調整を行うため、高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等で構成する「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（仮称）」を設置します。

② 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会（仮称）の設置

本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など、各事業者が取り組む事業の一体的かつ計画的な推進に向けて、具体的な事業の進捗管理や調整を行うとともに、相互の連携強化を図るため、推進協議会の下に「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会（仮称）」を設置します。

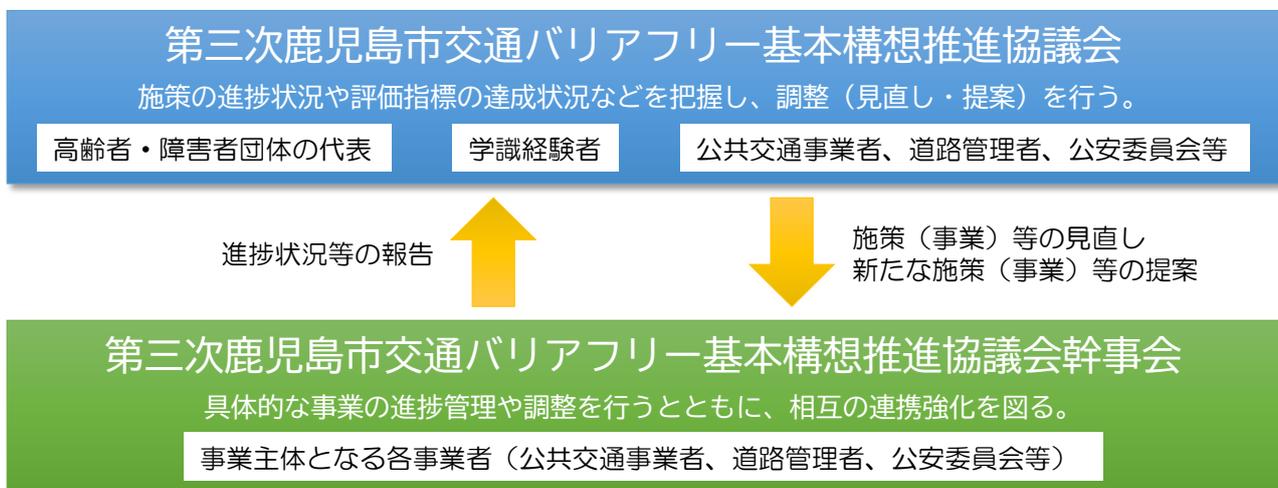


図 進行管理体制のイメージ

（2）事後評価

基本構想策定後、行政や各事業者が協力して各種特定事業計画を作成します。事業計画には特定事業の整備内容、整備目標時期を示すことから、この事業計画に示す内容等に基づく進捗について、計画期間終了後に確認・評価を行います。